議案第42号

町田市教育委員会規則等で定める申請書等の押印の省略に関する規則の制定について

上記の議案を提出する。

2021年3月8日提出 町田市教育委員会 教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市教育委員会規則、町田市教育委員会規程及び町田市教育委員会又は町田市教育委員会教育長が定める要綱に押印の定めがある申請書、申込書、届出書その他の文書の押印の省略について定めることにより、行政手続の簡素化を図り、もって市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図ることを目的として、制定するものです。申請書等の押印の省略について定めています。

別紙のとおり、町田市教育委員会規則等で定める申請書等の押印の省略に関する規則を制定したい。

なお、制定の概要は、次のとおりです。

1 制定理由

この規則は、町田市教育委員会規則、町田市教育委員会規程及び町田市教育委員会又は町田市教育委員会教育長が定める要綱に押印の定めがある申請書、申込書、届出書その他の文書の押印の省略について定めることにより、行政手続の簡素化を図り、もって市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図ることを目的として、制定するものです。

2 要旨

申請書等の押印の省略について定めています。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

町田市教育委員会規則等で定める申請書等の押印の省略に関する規則(目的)

第1条 この規則は、町田市教育委員会規則、町田市教育委員会規程及び町田市教育委員会又は町田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める要綱(町田市要綱等取扱規程(平成28年11月町田市規程第12号)第2条第2項に規定する要綱に相当する内規文書をいう。)(以下「規則等」という。)に押印の定めがある申請書、申込書、届出書その他の文書(以下「申請書等」という。)の押印の省略について定めることにより、行政手続の簡素化を図り、もって市民等の負担の軽減及び利便性の向上を図ることを目的とする。

(押印の省略)

第2条 申請書等(法令その他国、他の地方公共団体等の定めるところにより押印が 義務付けられているものを除く。)のうち、教育長が別に定めるものについては、 当該申請書等の押印について定める規則等の規定にかかわらず、押印を省略させる ことができる。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。